

## 佐世保工業高等専門学校学生寮の運営等に関する検討委員会要項

(平成30年12月5日制定)

### (趣旨・目的)

第1 学生寮の業務運営の改善や施設・設備（建物、ライフライン等）の老朽化への対策については、文部科学省及び国立高等専門学校機構事務局から、「学校現場における業務の適正化に向けて（文部科学省：平成28年6月17日付文科初第446号）」や「部活動及び寮における業務負担軽減に関する指針（高専機構：平成29年7月21日役員会承認）」及び「国立高等専門学校機構インフラ長寿命化計画（行動計画）（高専機構：平成29年3月）」等の通知が発出されており、本校として、それらを踏まえた全学的な視点からその対応策を講じていく必要がある。

このため、校長の下に「佐世保工業高等専門学校学生寮の運営等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、全学的な視点から学生寮の運営等の改善・強化に向けた検討を行うことを目的とする。

### (審議事項)

第2 委員会は、寮務主事室と連携し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生寮の宿直業務の軽減に関すること
- 二 学生寮の施設・設備の老朽化対策に関すること
- 三 その他校長が必要と認めた事項

### (組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 寮務主事
- 二 教務主事
- 三 学生主事
- 四 事務部長
- 五 総務課長
- 六 学生課長

### (委員長)

第4 委員会の委員長は、寮務主事をもって充てる。

### (委員以外の者の出席)

第5 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

### (事務)

第6 委員会の事務は、学生課において処理する。

### (任務の終了)

第7 委員会の任務は、学生寮の宿直業務の軽減及び施設・設備の老朽化対策に関する施策案が策定されたときに終わる。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。